（引渡確認）

第八十六条の二十二　防衛大臣又は方面総監等は、法第百三条第一項本文及び第二項の規定に基づき都道府県知事が行った処分の全部又は一部の取消しに係る施設、土地等又は物資の引渡しに当たっては、文書をもってその内容を確認するものとする。

2　前項に規定する文書の様式は、別表第十八のとおりとする。

3　防衛大臣は、第一項の規定により引渡しの内容の確認をしたときは、遅滞なく、引渡確認書の写しを関係方面総監等及び関係地方防衛局長に送付するものとする。

4　方面総監等は、第一項の規定により引渡しの内容の確認をしたときは、遅滞なく、引渡確認書の写しを防衛大臣及び関係地方防衛局長に送付しなければならない。

（処分の上申等）

第八十六条の六　法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊又は機関（以下「自衛隊の部隊等」という。）の長は、法第百三条第一項から第四項までの規定により処分を行う必要があると認めるときは、その旨を、順序を経て、防衛大臣又は方面総監等（令第百二十七条に規定する者をいう。以下同じ。）に上申するものとする。この場合において、上申を受けた方面総監等は、法第百三条第一項本文及び第二項から第四項までの規定に基づき都道府県知事に当該上申に係る処分を要請し、又は法第百三条第一項ただし書の規定に基づき自ら当該処分を行うほか、当該処分を行うため必要と認めるときは、処分の要請又は実施について、意見を付して防衛大臣に上申することができる。

2　前項の規定による上申は、文書をもってするものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭若しくは電信若しくは電話又はその他の通信手段によることができる。

3　前項ただし書の場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。

4　前二項に規定する文書の様式は、別表第十二のとおりとする。

（処分要請書の様式）

第八十六条の七　令第百二十八条に規定する文書の様式は、別表第十三その一から別表第十三その七までのとおりとする。

（処分要請書の写しの送付）

第八十六条の八　防衛大臣は、法第百三条第一項本文及び第二項から第四項までの規定により都道府県知事に処分の要請に係る文書を提出したときは、遅滞なく、処分要請書の写しを関係方面総監等及び関係地方防衛局長に送付するものとする。

2　方面総監等は、法第百三条第一項本文及び第二項から第四項までの規定により都道府県知事に処分の要請に係る文書を提出したときは、遅滞なく、処分要請書の写しを防衛大臣及び関係地方防衛局長に送付しなければならない。

（所有者等の確認）

第八十六条の九　法第百三条第七項本文の規定による公用令書の交付は、令第百三十一条各号（第五号を除く。）に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の所在について、登記簿、戸籍簿、住民票その他の書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）による調査その他の方法により、可能な限り確認した上で行うものとする。

2　防衛大臣は、法第百三条第一項ただし書の規定により自ら処分を行う場合であって前項の規定により確認を行うため必要と認めるときは、当該確認を方面総監等又は地方防衛局長に行わせるものとする。この場合において、方面総監等又は地方防衛局長は、速やかに、確認した結果を防衛大臣に報告しなければならない。

3　防衛大臣は、前項の規定により確認を行わせる場合には、当該確認に係る事務に必要な事項を当該方面総監等又は地方防衛局長に示すものとする。

4　方面総監等は、法第百三条第一項ただし書の規定により自ら処分を行う場合には、第一項の規定による確認のため必要な情報の提供又は同項の規定による確認の実施を関係地方防衛局長に依頼することができる。この場合において、依頼を受けた地方防衛局長は、当該方面総監等に対し、速やかに、確認に必要な情報を提供し、又は確認した結果を通知するものとする。

5　方面総監等は、前項の規定により確認の実施を依頼する場合には、当該確認に係る事務に必要な事項を当該地方防衛局長に示すものとする。

（公用令書の交付前に行う都道府県知事への通知の手続）

第八十六条の十　法第百三条第一項ただし書の規定による都道府県知事への通知は、文書をもってするものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。

2　前項ただし書の場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。

3　前二項に規定する文書の様式は、別表第十四のとおりとする。

（告示して定めた地域の都道府県知事への通知）

第八十六条の十一　防衛大臣は、法第百三条第二項に規定する告示をしたときは、速やかに、告示して定めた地域を関係都道府県知事に通知するものとする。

（従事する業務の指定の内容）

第八十六条の十二　法第百三条第二項の規定により防衛大臣又は方面総監等が指定する内容は、同条第八項の規定により公用令書に記載しなければならないこととされている従事すべき業務、場所及び期間に関する事項とする。

2　前項に規定する指定の内容は、業務に従事する者の安全を確保するため、当該業務に関係する法令における安全の確保に関する規定を遵守するものでなければならない。

（施設、土地等又は物資を出動を命ぜられた自衛隊の用に供するため必要な事項）

第八十六条の十三　法第百三条第六項に規定する施設、土地等又は物資を法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の用に供するため必要な事項は、処分の対象となる施設、土地等又は物資を自衛隊に引き渡す時期、場所、方法等とする。

（受領確認）

第八十六条の十四　防衛大臣又は方面総監等は、法第百三条第一項本文及び第二項の規定に基づき都道府県知事が行った処分に係る施設、土地等又は物資の受領に当たっては、文書をもってその内容を確認するものとする。

2　前項に規定する文書の様式は、別表第十五のとおりとする。

3　防衛大臣は、第一項の規定により受領の内容の確認をしたときは、遅滞なく、受領確認書の写しを関係方面総監等及び関係地方防衛局長に送付するものとする。

4　方面総監等は、第一項の規定により受領の内容の確認をしたときは、遅滞なく、受領確認書の写しを防衛大臣及び関係地方防衛局長に送付しなければならない。

第八十八条の二の次に次の十四条を加える。

（漁港漁場整備法の特例に関する手続）

第八十八条の三　法第百十五条の六第一項の規定により読み替えられた漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第四項の規定により行う通知は、別表第二十四によるものとする。

2　前項の通知をした自衛隊の部隊等の長は、法第百十五条の六第二項の規定により当該通知を受けた漁港管理者が漁港の保全上必要な意見を述べた場合には、当該意見を尊重するものとする。

3　第一項の通知をした自衛隊の部隊等の長は、法第百十五条の六第一項に規定する行為をするに当たっては、災害の発生の防止、公共の安全の確保等に努めるものとする。

（港湾法の特例に関する手続）

第八十八条の四　法第百十五条の八第一項又は第二項の規定により読み替えられた港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項（同法第五十六条第三項において準用する場合を含む。）又は第三十八条の二第九項の規定により行う通知は、別表第二十四によるものとする。

2　前項の通知に係る自衛隊の部隊等の長は、法第百十五条の八第三項の規定により当該通知を受けた港湾管理者又は都道府県知事が港湾の利用又は保全上必要な意見を述べた場合には、当該意見を尊重するものとする。